

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪府の職員の給与に関する条例の適用を受ける校長又は教員から引き続いて職員となった者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算方法を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)